

工事費内訳書の提出について

平成27年4月1日

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に伴い、建設業者は公共工事の入札の際に、その金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類の提出が義務付けられました。

周防大島町では、平成27年4月1日以降に指名通知または入札公告する全ての工事において、工事費内訳書の提出を求めることとしたので、工事の入札参加者は下記事項にご留意ください。

1 工事費内訳書の内容と様式

(1) 内容

設計書の本工事費内訳表に記載のある工種（レベル2）及び金額。

※工種（レベル2）とは、「新土木工事積算体系の解説」の中項目を指す。

(2) 様式

当町指定の様式とします。

※仕様書と一緒に工事費内訳書を電子配布する。

2 工事費内訳書の提出方法

郵便入札の内封筒の中に入札書と一緒に同封してください。

※初度入札に限る。（2回目以降の再入札には提出不要）

3 工事費内訳書の審査基準

最低制限価格を設定した工事及び低入札価格調査の判断基準額を設定した工事においては、次の審査基準を満たしていない場合、入札は無効となります。

- ① 各工種金額（レベル2）は、設計金額の50%以上であること。
- ② 共通仮設費（率計上分）は、設計金額の50%以上であること。
- ③ 共通仮設費（積上分）は、設計金額の50%以上であること。
- ④ 直接経費（直接工事費＋共通仮設費計）は、設計金額の75%以上であること。
- ⑤ 管理費（現場管理費＋一般管理費）は、設計金額の30%以上であること。
- ⑥ 値引き等による調整や違算がないこと。

4 工事費内訳書に係る無効入札

次に該当する入札は無効となります。

- ① 当町指定の様式以外の工事費内訳書
- ② 工事費内訳書を内封筒に同封しない入札
- ③ 工事費内訳書中の工事価格と入札金額が同一でない入札
- ④ 住所・商号等及び工事名が確認できない工事費内訳書
- ⑤ 代表者印の押印がない工事費内訳書
- ⑥ 審査基準を満たしていない工事費内訳書
- ⑦ その他、明らかな不備がある工事費内訳書